

## 大多喜町シンボルキャラクター「おたっきー」着ぐるみ貸出マニュアル

大多喜町シンボルキャラクター「おたっきー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を次のとおり定める。

### 1. 対象行事

着ぐるみの貸出しの対象行事は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 大多喜町が主催、共催又は後援する行事
- ② 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共団体が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- ③ 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事で大多喜町内で開催される行事
- ④ 前3号に掲げるもののほか、大多喜町の魅力の発信に資する行事や都道府県、または他市区町村が開催する行事等、町長が公益的観点から適当と認める行事

### 2. 借用申請書の提出

着ぐるみの借用を希望する者は、着ぐるみ借用申請書（様式第1号）に行事に関する資料を添えて、着ぐるみの使用を希望する15日前までに町長に提出しなければならない。

### 3. 貸出の基準

町長は、2の着ぐるみ借用申請書の提出があった場合であって、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出を承認しないものとする。

- ① 営利を目的として利用し、または利用するおそれがあるとき。  
ただし、町のPR及びイメージアップに貢献するものと認めるときを除く。
- ② 町の品位を傷つけ、またはイメージアップの妨げになるおそれのあるとき。
- ③ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- ④ 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または支援していると誤解を与え、もしくは与えるおそれのあるとき。
- ⑤ 暴力団及び暴力団員ならびにこれらに準ずる者の利益となるおそれのあるとき。
- ⑥ その他、着ぐるみの貸出しについて適当でないとき。

### 4. 貸出料

着ぐるみは無料で貸し出すものとする。

### 5. 使用上の遵守事項

着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 別に定める、大多喜町シンボルキャラクター「おたっきー」着ぐるみ使用マニュアルを遵守し、適切に使用すること。

- ② 着ぐるみを着用する者及びその補助者は、使用前に必ず取り扱いの説明を受けること。
- ③ 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ④ 借用申請書に記載された行事にのみ使用すること。
- ⑤ 貸出期間を遵守すること。
- ⑥ 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- ⑦ 使用時の安全対策を講じること。
- ⑧ 雨天時に屋外で使用しないこと。
- ⑨ 着ぐるみが著しく汚れることが想定される場所で使用しないこと。

#### 6. 写真等の提出及び使用について

着ぐるみの使用後は、使用状況がわかる着ぐるみの写真を提出すること。

なお、提出された写真は町のホームページにおいて活動記録として掲載するものとする。

#### 7. 使用の取消し

使用者が本マニュアル、又は別に定める大多喜町シンボルキャラクター「おたっきー」使用マニュアルに定める事項を遵守しなかったときは、その使用を取り消すとともに、以後の貸出しは行わない。この場合において、使用者に損害が生じても、町は一切の責任を負わない。

#### 8. 原状復帰

着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

#### 9. 町長の責任

着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責を負わない。

#### 10. 適用

このマニュアルは、平成26年4月1日以降に実施する行事に使用される場合について適用する